

2. 奨学金と教育ローン

日本で最も広く利用されている教育費支援制度は、日本学生支援機構による奨学金（以下、「育英会の奨学金」）と国民生活金融公庫の教育ローン（以下、「国の教育ローン」）であり、前者は毎年新たに30万人前後の学生・生徒が、後者は20万以上の世帯が利用している（日本学生支援機構2004；国民生活金融公庫2004）。

育英会の奨学金が創設されたのは1944年で、現存する教育費支援制度の中でも最も早くに登場している。「優秀ナル素質ト才能トヲ有シ乍ラ経済上ノ理由ニ依リ進学ノ機会ニ恵マレザル」（日本育英会1953：4）。学徒に対して資金援助を行うことを目的とし、メリットとニードの両方の基準で奨学生を選考したが、「優秀さ」というメリットの基準が「経済的困難」というニードに基づく選考の前提になっていた。現在では、日本学生支援機構が援助を行うのは「教育の機会均等に寄与するため」（日本学生支援機法第3条）とされているが、やはり奨学金を利用するには学力基準を満たすことが必要である。したがって、経済的に奨学金を必要としていても、学力基準を満たさなければこの奨学金を利用できない。

ところで、育英会の奨学金が創設当初から給付ではなく貸与で行われたことが、その後の日本の教育費支援制度の形を決定したともいえるが、貸与になった理由は当時、財政的に給付を行うことが事実上不可能であったことがあげられる。また、子女の教育の責任は親または家にありとする家族制度を支持する立場をとり、責任者である親に育英会が援助協力することを建前としていたためでもある。したがって、奨学金は「親の子弟教育の責任を、解除または軽減するものではなく、他日子弟卒業ののちは、親子連帶でその返還について責任をおうという性質の貸付金」（日本育英会1953：34-35）だと考えられていた。現在はこのような直接的な家族責任の強調がなされることはないが、現在に至るまで給付奨学金は実現されず、むしろ返還免除も縮小されていることは、少なくともこれまで制度のもつ家族依存性が問われてこなかった（青木編著2003）ことを反映しているといえるだろう。

育英会の奨学金とともに広く利用されている国の教育ローンが登場するのは、1979年になってからである。国民金融公庫（現在の国民生活金融公庫）はもともと、中小企業に対する補完金融の役割を果たすことをその目的としていたが、この時期には事業資金の需要が低迷するようになっていた。一方、高校や大学への進学率が高まる中で、進学に必要な入学金や授業料が上昇していたが、育英会の奨学金は入学後の援助を目的としていたため、進学時などに一括で必要とされる資金を援助するには不十分なものであった。教育資金という新たな資金需要に対して、民間の金融機関が相次いで教育ローンを制度化していくが、「民間のローンでは所定の融資基準あるいは補償基準を満たしえない層がなお相当数予想され、教育の機会均等の見地からも何らかの施策が必要とされた」（国民金融公庫1979：541）ことから、国民金融公庫で新たに教育資金の貸付を始めたのである。

国の教育ローンの場合は、育英会の奨学金とは異なり、基本的に親が借りて親が返済することになる。利息の面では民間の教育ローンとほとんど違いはないが、借入れの審査基準は民間のローンほど厳しくはない。しかし、どのような世帯でも利用できるわけではなく、所定の事項に関する信用調査で、総合評点が基準を上回らなくてはならない。この信用調査では、住宅状況および居住年数や勤続年数、年収が重視される。したがって、失業

中であることや、無職で生活保護を受けていることを理由に国の教育ローンを利用できないということはないが、信用調査で評点が基準に達しない大きな原因となる⁵⁾。

3. 社会福祉領域での支援制度—母子寡婦福祉資金と生活福祉資金

母子寡婦福祉資金貸付制度と生活福祉資金貸付制度はともに、社会福祉の制度であるが、これらの制度においても「修学資金」の貸与によって教育費支援が行われている。

母子寡婦福祉資金の修学資金は、生活保護の教育扶助が義務教育までであること、育英会などの奨学金は成績が良好でなければ利用できず、貸付対象数の制約もあり、母子世帯の子どもの進学に十分な経済的援助がなされない場合が多いことから、1953年に貸付が始まられた。そのような趣旨をもつ修学資金であるため、「貸付決定に際しては、成績、学力等の優劣をとくに考慮すべきではない」(穴山 1973 : 372) ことが強調されている。1964年には入学時にかかる費用のために就学支度資金の貸付が開始されている。

また、母子世帯以外の「一般的な低所得階層に対する貸付制度は確立されていなかった」(全国社会福祉協議会 1968 : 256) ことから、1961年に世帯更生資金(現在の生活福祉資金)によって修学資金の貸与が始められた。母子寡婦福祉資金と同様に、1964年から就学支度費の貸付が開始されている。

これらの修学資金(および就学支度費)の貸付は、育英会の奨学金や国の教育ローンと比べて、教育を子どもの経済的自立のための手段として捉える傾向にあった。特に世帯更生資金は、制度自体が低所得世帯の生活保護層への転落の防止と自立更生を目的としていたこともあり、低所得世帯の子どもの「所得向上のため一層よい雇用の機会を与えられることを期待」して、「高等学校への進学を援助」することに主眼がおかれていた(全国社会福祉協議会 1968 : 256)⁶⁾。このように、当初は高校進学のみを想定してスタートした世帯更生資金であるが、その後貸付の対象とする学校を順次拡大していった⁷⁾。対象の拡大は、「経済的自立」から「教育機会均等の保障」へと、修学資金の目的や機能の強調点を変化させることにつながる。

育英会の奨学金も国の教育ローンも、「教育の機会均等」を保障することを目的として掲げているが、「教育費負担に対する支援の必要」以外の要件が課されるために、これらの制度だけで教育の機会均等を保障することはできない。母子寡婦福祉資金および生活福祉資金の修学資金は、給付ではなく貸与であるという点で、やはり家族依存性の強い支援制度である。しかし、特に生活福祉資金の修学資金は「現に支援を必要としていること」以外の要件を課していない。したがって修学資金は、日本の教育費支援制度が「教育機会均等の保障」を実質的に達成し得るよう、奨学金や教育ローンを補完する位置にあることができる。

しかし問題は、この修学資金が実際に教育費支援制度の中で期待される役割を果たし得ているかどうかである。実際にはどのような子どもや家族に利用され、教育費負担をどのような形で軽減しているのか、子どもたちの教育機会の保障にどの程度寄与しているのかなどを明らかにする必要がある。

III. 修学資金の利用の実際

以下からは、修学資金が実際にはどのような形でその役割を果たしているのかについて、生活福祉資金の利用者実態調査を用いて検証していく。ここで用いるのは2003年に北海道で行った生活福祉資金利用者調査の結果と、北海道社会福祉協議会に提出された申請書（2002年度分）のデータである⁸⁾。

修学資金は、義務教育終了後の進学や就学のための費用を貸与するものである。義務教育を終了した子どもの9割以上が進学する現在、高校進学は就職を中心としたその後の社会生活において、最低限必要な学歴を獲得することを目的としている。それに対して高校卒業後の進学は、もっと就職に有利になるような学歴や資格の取得、夢をかなえるための勉強など、よりさまざまな目的を持って行われると考えられる。そこで分析にあたっては、高校・高専進学での利用（「高校時利用」とする）と、高校卒業後の大学や専門学校への進学での利用（「大学時利用」とする）とに分けることとする。

1. 修学資金はどのような世帯に利用されているか—2002年度申請世帯の属性

国の教育ローンを利用するための信用調査で重視されるのは、収入や就労状況、住宅状況であると述べたが、これらの点について生活福祉資金の利用者の世帯状況を見てみる。まずは収入であるが、生活福祉資金の修学資金は「低所得世帯」に貸付を行うものであるから、利用世帯が低所得であることは当然とは言え、表1に示されるように、実際の修学資金利用世帯の年収は非常に低い。この収入で国の教育ローンの信用調査を行えば、その点数はほとんどゼロに近い。

表1 申請時の世帯年収（単位 %）

| | ～100万円 | ～200万円 | ～300万円 | ～400万円 | ～500万円 | 501万円～ |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 高校時利用 (286世帯) | 12.6 | 20.3 | 26.6 | 27.3 | 9.1 | 4.2 |
| 大学時利用 (266世帯) | 9.4 | 20.3 | 20.3 | 22.9 | 17.3 | 9.8 |

（2002年度申請書データより作成。）

次に就労状況であるが、高校時利用世帯の4割、大学時利用世帯の1割強が無職であり、このことも教育ローンの信用調査では評点が伸びない原因となる。また、教育ローンでは持ち家であると点数が高くなるが、高校時利用世帯で持ち家であるものは2割に満たない。大学時利用世帯では半数近くが持ち家であるが、同時に住宅ローンを抱えている世帯が多く、この点も信用調査においては不利に働く。以上から判断するなら、修学資金利用世帯が国の教育ローンを利用するのはかなり難しい。

このような世帯状況は、育英会の奨学金の審査ではむしろ奨学金の必要性が高いとみなされ、多くが育英会の家計基準を満たすだろうと思われる。しかし、高校時利用を希望する者の成績は、5段階評価で3.0に届かないことが多く、それが育英会を利用できない理由になっている。また、大学時利用世帯では全体の6割が短大および専門学校での利用であ

るが、学校自体の持つ奨学生の採用枠に入れなかったという者が多い⁹⁾。

ところで、親が無職である修学資金利用世帯は、生活保護を受給していることが多いのだが、これまで生活保護費から貯金することなどが認められてこなかった生活保護世帯の子どもは、この修学資金を利用して進学することが多かった。このような事情により、ここでも高校時利用世帯の4割以上が生活保護を受給していた。一方で、大学時利用世帯で生活保護を受給しているものは1割に満たない。大学や専門学校は高校以上に費用がかかる。したがって、子どもが大学や専門学校に進学しようとするときには、借り入れの必要はより一層高くなるはずである。育英会の奨学金や国の教育ローンで、大学時利用者数が高校時利用者数を大幅に上回るのも、このような理由からである¹⁰⁾。そのように考えれば、修学資金における大学時利用世帯で、生活保護を受給しているものの割合がもっと高くなつても良いと思われるが、そうはなつていい。これは、生活保護受給世帯の子どもが高等教育を受けるには、超えなくてはならないハードルがなおく多く、高いことを反映している¹¹⁾。

2. 修学資金はどのように利用されているか—利用者調査結果

1) 就学時の状況

修学資金を利用するには、進学や就学のための自己資金が不足しているからであるが、特に高校時利用世帯では家計支持者の疾病や失業といった、いわゆる「生活上の事故」も、3割を超える世帯が経験している（大学時利用世帯では1割）。収入が恒常に少ない、あるいは収入の急激な減少の中で、預貯金などによる金銭的な準備が十分にできなかつたために、修学資金を利用している。

修学資金の限度額は育英会の奨学金と同程度であるが、修学資金を利用した親は、高校時利用世帯で半数弱が、大学時利用世帯で6割がその金額では足りなかつたとしており、生活費を切り詰めるなどして不足を補っていた。大学時利用世帯では不足分を補うために6割近くの世帯が預貯金の取り崩しをしているが、高校時利用世帯で預貯金の取り崩しをした者は3割にとどまる。収入が少ないと中では教育のためか否かに関わらず、貯金のようなかたちでのストックを形成することはほとんど不可能な世帯も多いということであろう。

2) 卒業後の進路

修学資金だけでは必要な費用のすべてを賄えないことに加え、就学中の子どもの生活費などは貸付の対象になつてないため、そもそも収入が少ない中で子どもが就学することの負担は非常に大きかつたであろう。そのような中でも、8割以上の子どもたちが学校を卒業している。高校時利用者に卒業しなかつた者が1割いることには留意が必要だが、この資金を利用しなければ進学も危ぶまれたことを考えるなら、これだけの者が当初の目的通りに学校を卒業できたことは積極的に評価できよう。

卒業後の進路としては、就職という選択をしている者が多い。高校時利用世帯でも6割が就職を選択しており、進学選択者は2割にとどまる。北海道全体では、就職する高卒者は2割程度である（北海道企画振興部計画室統計課2004）ことと比べると、修学資金利用者の就職選択率は際立つて高い。借受人である子どもへのインタビューでも聞かれたことであるが、このような選択には、家庭の経済事情が影響していることも少なくない。

「進学したかったので親に相談したが、『お金がない』と言われた。教育ローンは通らなかった。(生活) 福祉資金も相談したが、もともと他にも借りていたので職員に就職をすすめられ、進学はあきらめた。」(高校進学に修学資金を利用した子ども)

就職選択者が卒業後に最初に就いた仕事を多い順にあげると、高校時利用者ではサービス業(34.4%)、医療福祉関係(14.8%)、製造業(11.5%)、大学時利用者では医療福祉関係(23.4%)、サービス業(21.6%)、教員・公務員(16.2%)である。その仕事の就労形態は、大学時利用者と比べて高校時利用者では常勤雇用が少なく、非常勤雇用が多くなっている。

3)現在の状況

現在も、修学資金を利用した子どもの多くは稼動による収入を得ているが、高校時利用者では、臨時やパートといった相対的に不安定な就労形態の者も3割を超える(大学時利用者は2割)。表2は、現在子ども自身が得ている収入を示したものである。特に、高校時利用者では半数が100万円以下の収入しか得られていない。もちろんこの中には、結婚して専業主婦になっている者なども含まれる。また、年齢や勤続年数の違いが収入に反映している可能性もある(アンケートでは現在の年齢をたずねておらず、回答者の実際の年齢は不明である)。しかし、就労形態や収入状況を大学時利用者と比べた場合、高校時利用者ではより不安定な生活状況にあると考えられる者が多いといって良いだろう。

表2 修学資金を利用した子どもが現在1年間に得ている収入(単位 %)

| | ~100万円 | ~200万円 | ~300万円 | ~400万円 | ~500万円 | 500万円~ | 無回答 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 高校時利用 (115名) | 50.4 | 17.4 | 7.0 | 2.6 | | | 22.6 |
| 大学時利用 (148名) | 27.0 | 18.2 | 31.8 | 5.4 | 4.1 | 1.4 | 12.2 |

(アンケート調査結果より作成。借受人の回答のみ。高校と大学など2回にわたり利用している者は「大学時利用」に含む。)

一方、子どもを卒業させた親も、現在も稼動によって収入を得ている世帯が多いのだが、高校時利用世帯では生活保護を受けている世帯も2割を超える。また、相対的に不安定な就労形態である世帯が、高校時利用世帯で3割、大学時利用世帯で2割ある。表3は現在の親世帯の収入を示している。子どもが学校を卒業したことでの支出は減っているだろうが、特に高校時利用世帯は依然として低収入であり、子どもが卒業した後の生活も決して楽なものではないことがうかがわれる。

表 3 親世帯の年間世帯収入（単位 %）

| | ～100万円 | ～200万円 | ～300万円 | ～400万円 | ～500万円 | 500万円～ | 無回答 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 高校時利用 (143世帯) | 20.3 | 21.0 | 23.1 | 10.5 | 2.8 | 4.9 | 17.5 |
| 大学時利用 (256世帯) | 8.6 | 17.2 | 24.2 | 13.7 | 16.4 | 8.6 | 11.3 |

（アンケート調査結果より作成、連帯借受人の回答のみ、その他の点に関しては表2と同様。）

修学資金は給付ではないので、返済しなくてはならない。制度上は子どもが借受人、親が連帯借受人になり、修学資金を利用して学校に行った子ども自身が返済していくことを建前としている。しかし、連帯借受人である親が返済していることも少なくない。大学時利用者は7割が子ども自身で返済しているのに対し、高校時利用者で本人が返しているのは半数に満たない。これは子どもが返せない、親の方が子どもより経済的に余裕があるといった単純な理由からであるとは限らない。親たちの多くは、少なくとも高校に子どもを行かせるのは自分の責任だと考えて、修学資金の利用を決めている。「子どもの高校進学は親の責任」との意識が特に強い親が、子どもに代わって返済をしていると考えられるのである。たとえば、連帯保証人である親へのインタビューにおいて、返済と関連して以下のような話が聞かれた。

「口では子どもに『自分で返しなさいよ』とは言っていたけれど、もしも子どもが返せなくなれば、立て替えなきやいけないということは借りるときから考えていた。もともとは親が出さなきやいけない金だから（子どもに絶対に自分で返せと）強気なことは言えない。これからも二人いるから、またこの資金を利用したい。（二人分借りると借り入れの総額が大きくなるが）本当はまとめて親が払うものだから、しょうがない。『高卒』の肩書きは必要。中卒で就職は難しい。」（子どもの高校進学に修学資金を利用した親）

「子どもの教育は大事。教育という形の財産なら子どもに残してやることができる。借りて学校に行かせるのだから、親の力ではなく他人のふんどしだけど。（修学資金を）申し込んだことくらいは子どもも分かっているだろうが、改めて（借りたことを子どもに）言った記憶はない。借りた当初から女房に、『こっちで返すからな』と言っていた。子どもが自分で働いたお金で返すという制度だけど、一生懸命やっている子どもだから『おまえが返せ』とは言えない。子どもに返させる気はなかった。」（子どもの高校進学に修学資金を利用した親）

修学資金の借り入れや返済に関する親自身のこのような考え方からは、家族依存的な教育費支援制度を支える「子どもの教育の責任は親や家族にある」というイデオロギーが、制度利用者にも共有されていることがうかがわれる。

この、返済に関しては、生活福祉資金では滞納ということが小さくない問題である。同じ生活福祉資金の中でも資金の種類によって滞納率は異なるが、修学資金では返済者のおよ

そ2割が滞納をしている（道社会福祉協議会による算出）。今回のアンケート調査では、滞納をしているのは回答者の1割であった。しかし利用時別で見ると、高校時利用者では2割が滞納をしている状態にある。

IV. 考察

生活福祉資金の修学資金を利用している世帯の多くは、収入や就労状況の点で国の教育ローンを利用するのが難しく、学業成績の点で育英会の奨学金を利用するのが難しい状態にある。教育ローンや奨学金から漏れてしまう者に修学資金の貸与を行うことで、教育費支援制度が目的とする、教育機会の保障が実現されている。教育ローンや奨学金を補完している修学資金は、その意味で「社会福祉的」な役割を果たしている。

また修学資金は、進学をあきらめさせないという入り口の保障だけでなく、世帯の収入が少ない中で、不十分とはいえ就学中に必要な教育費を補うことで、最終的には「卒業」とそれにともなう学歴や資格の取得という結果をもたらしている。

しかし、この修学資金が創設された当初の目的であった「経済的自立」に関しては、利用者が学校を卒業しても安定した仕事や収入を得られるとは限らないのが現実である。時代とともに、「高卒」や「大卒」という学歴が社会で持つ意味は変化しており、学歴を得ればそれだけで安定した就職に結びつくことはなくなっている。卒業後の就職に関する問題は、修学資金はもちろん、教育費支援制度をも超える問題であり、これらの制度だけで解決できるものではなくになっている。修学資金は「経済的自立」の前提としての「教育機会」を保障しているが、その限界はなお大きいともいえる。

この他に、生活福祉資金の修学資金が利用されているのは年間1万件程度であり、これは4万件程度利用されている母子寡婦福祉資金と比べてもかなり少ない。この利用件数の差はもちろん、生活福祉資金貸付制度の「他制度優先」に起因するものであろうが、この制度自体が、一般的によく知られている制度とは言いがたく、制度に結びつかずに進学や就学をあきらめてしまっている子どもや家族も、相当数存在することも考えられる¹²⁾。

V. おわりに

生活福祉資金貸付制度における修学資金を利用しているのは、生活保護受給世帯を含む貧困・低所得世帯である。これらの世帯の中には、子どものためか否かに関わらず、預貯金や保険、持ち家などの形での「正の資産」といったものを形成できなかった世帯も多い。家族が所有している資源・資産の種類や程度によって、子どもの教育に関する対応は大きく異なる。その中で、ともかくも修学資金は、資源に乏しい家族の子ども達に「正の資産」を形成させることを目的に、教育機会の保障をしてきている。

しかし、修学資金が利用者やその家族に最終的な負担を求める性格を持っていることに変わりはない。それゆえ、場合によってはこの修学資金が、子どもが社会に出て正の資産を形成する際の障害にもなり得る。特に、高校就学にこの資金を利用する場合には、高卒者の就労や収入状況から見ても、修学資金の利用が「負の資産」として、その後の生活における新たなリスクの源となる可能性もある。そのようなリスクのひとつが、滞納の問題

である。現在は、いわゆる「学歴社会」が厳然として存在し、その上で、あらゆる人が再教育・継続教育によってスキルアップしていくことが謳われている。そのような中で「正の資産」を形成するには、貸与によって最低限必要な学歴を保障することだけではない、さらに別の手立てが必要であることを、この問題は示唆しているといえよう。

また、これまでの分析からいえることは、子どもの進学のための貯蓄を認めずに、修学資金を利用させるという従来の生活保護の運用は、言い換えれば、正の資産がほとんど全く無い中で、場合によっては、負の資産形成を強要してきたということでもある。今後、教育扶助を高校まで拡大し、「給付」という形で支援することが望まれる理由のひとつがここにある。また、家族間の資源格差が子どもの「意欲」の格差にまで結びつくという事実を考えたとき（苅谷 2001）、これらの家族と子どもに対して、たとえばスクール・ソーシャルワーク（岩田 2003）や、家計に関するソーシャルワーク的対応（ファイナンシャル・ソーシャルワーク）（鳥山 2004：187-188）のような特別な対応も必要とされよう。そうしてはじめて、資源に乏しい家族の中に生まれ育つ子どもが、機会および結果における不利と、それに伴う生活困難を抱えるという、「貧困の世代的再生産」を断ち切ることも可能になるだろう。

(注)

- 1) 埋橋は、①児童手当制度（ワンペアレント・ファミリーへの給付や、フード・スタンプなどの現物給付支援策を含む）、②扶養家族のいる家族やワンペアレント・ファミリーの税を軽減する所得減税、③住居費用を軽減する給付やサービス、④保健費用を軽減する給付やサービス、⑤保育・教育費用を軽減する給付やサービスの全体を「児童支援パッケージ」として、その水準の国際比較をしている。そこで日本の児童支援パッケージは低水準であるとしているが、その理由として、日本の住宅事情と住宅政策による住居費用の高さと、学校教育費用の高さとが、パッケージの水準を著しく引き下げていることをあげている。
- 2) 西山は、高校における授業料の減免措置に関する問題点も指摘している。また、最近では、日本高等学校教職員組合や全国私立学校教職員組合が、授業料滞納者・退学者の増加を示す調査結果を公表している（内外教育 2004.6.8；2004.6.15）。
- 3) 生活保護制度の見直しに伴い、平成 17 年度から授業料や学用品費、交通費などの高校就学費用が給付されることになった。ただし、それは、本稿で主張するような「教育機会の保障」ではなく、「自立支援」の観点からの給付であり、そのため、教育扶助ではなく生業扶助によって行うとされている（厚生労働省社会・援護局 2005）。
- 4) 小林らは「学生援助制度」という用語を用いているが、「学生」という言葉は「大学」に結びつきやすいため（実際、この小林らの報告書は大学の学生に対する援助制度を扱っている）、高校での教育に対する支援をも含む本稿では「教育費支援制度」とした。
- 5) 国の教育ローンを利用した世帯を対象に国民生活金融公庫は毎年「家計における教育費負担の実態調査」を行っている。平成 16 年の調査結果によると、利用者の年収の平均は 686.6 万円であり、年収が 400 万円に満たない世帯は 1 割に過ぎない（200 万円未満の世帯は 2%）。また、利用者の 8 割が勤労者である。
- 6) 母子寡婦福祉資金においても、「母子家庭の児童のために修学資金の貸付を行うこと」に

よって、その児童が高等教育を受けることを容易にし、将来その児童がその母子家庭の生活の支柱となることができるようしようとするのが修学資金を設けた趣旨である」（穴山 1973 : 372）とされている。

- 7) 1968 年から高専、1970 年から短大、1974 年から大学、1980 年から専修学校が対象となつた。また就学支度費の対象が大学まで拡大されたのは、制度の名称が生活福祉資金へと変更された翌年の 1991 年である。
- 8) 利用者調査は、2003 年 8 月から 12 月にかけて北海道社会福祉協議会との連携のもとに行つたもので、アンケート調査とインタビュー調査からなる。アンケート調査は、北海道で貸付件数の多い 11 市区町の 1995 年から 2002 年の貸付のうち、交付が終了した借受人（学校に行った子ども自身）および連帯借受人（ほとんどはその親）に調査票を郵送し、回収も直接北海道社会福祉協議会に返送してもらう方法をとった。有効回答数は借受人 263 名（有効回答率 18.9%）、連帯借受人 399 名（同 27.1%）であった。また、アンケート時に申し出のあった中から借受人 4 名、連帯借受人 6 名にインタビュー調査を行つた。調査内容および結果の詳細については、北海道社会福祉協議会（2004）を参照されたい。申請書データに関しては、データベースの関係上、今回は 2002 年度申請の全データを用いた。したがつてこのデータはアンケートの母集団とは重ならないが、それ以前の利用者も今回使用したデータの利用者とほぼ同様の傾向にある。
- 9) 「他制度優先」の生活福祉資金では、修学資金の申請書に育英会の奨学金を利用できなかつた理由を記載するよう求められる。最近になってだが、北海道では、高校進学での利用を希望する者に対しては、育英会利用の可能性があるかどうかを判断するために中学 3 年時の成績も聞いている（3.0 を上回つていれば、入学後に育英会を申し込むよう指導する）。奨学金に関する記載について、今回は統計的に処理することができなかつたが、申請書類を通覧した限りでは、ほとんどが成績や採用枠を理由に育英会が利用できなかつたとなつていた。
- 10) 育英会の奨学金では、平成 15 事業年度の新規貸与者 34 万人のうち、無利子の第一種奨学金を利用しているのが 17 万人である。このうち高校生が 4 万 3 千人、高専生が 1,600 人であるのに対し、大学生は 8 万 8 千人、専修学校の学生が 1 万人である。有利子の第二種奨学金では高校生は貸付の対象にならない。また、国の教育ローンは先の実態調査によると、高校で利用している世帯は 2 割に満たない。
- 11) 生活保護を受けている世帯では、学資保険や積立貯金ができないことで、「子どもの進学のためには何もできない」と考えてしまい、それによる一種のあきらめから、「進学しなくとも良い」などの気持ちをもつてしまうことがある。また、高校進学に修学資金のような借入れを利用すると、その時点で、子どもは高校卒業後に働くことが親の中で前提されることもある（鳥山 2003b）。その他にも、今回のインタビュー調査でみられた例として、親が高校卒業後に子どもを進学させたいという希望をもつていたにもかかわらず、担当のケースワーカーから、子どもを就職させるよう指導された世帯もあった。
- 12) たとえば鳥山（2003a）、小西（2003）。

（文献）

阿部 彩（2003）「子供の貧困・不平等の現状と社会保障・税制が与える影響」後藤玲子『公

- 的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究』厚生労働省科学研究費補助金 政策科学推進研究事業 平成 14 年度総括研究報告書, 45-74.
- 穴山徳夫 (1973)『児童福祉法母子福祉法母子保健法の解説 (1973 年改訂版)』時事通信社.
- 青木 紀編著 (2003)『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店.
- 北海道企画振興部計画室統計課 (2004)「平成 16 年度 学校基本調査速報 (北海道分)」
(<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-kctki/index.html>, 2004.12.26).
- 北海道社会福祉協議会 (2004)『生活福祉資金修学資金貸付効果調査報告書』北海道社会福祉協議会.
- ICHEFAP (The International Comparative Higher Education Finance and Accessibility Project) (2004) *Database Student-Parent Cost by Country*
(<http://www.gse.buffalo.edu/org/inthigheredfinance/index.html>, 2004.12.26).
- 岩田美香 (2003)「第 5 章 貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 161-189.
- Jones, Gill and Wallace, Claire (1992) *Youth, Family and Citizenship*, Open University Press. (=1996, 宮本みち子『若者はなぜ大人になれないのか—家族・国家・シティズンシップ』新評論.)
- 苅谷剛彦 (2001)『階層化日本と教育危機—不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂.
- 小林雅之・濱中義隆・島一則 (2002)『学生援助制度の日米比較』文教協会平成 13 年度研究助成報告書.
- 国民金融公庫 (1979)『国民金融公庫三十年史』国民金融公庫.
- 国民生活金融公庫(2004)「平成 15 年度 業務報告書」
(http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/operating_report2003.pdf, 2004.12.26).
- 国民生活金融公庫 (2004)「平成 16 年度 家計における教育費負担の実態調査」
(http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/kyouikuhi_h16.pdf, 2004.12.26).
- 小西祐馬 (2003)「第 2 章 貧困と子ども」青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 85-109.
- 小西祐馬 (2004)「就学援助制度の現状と課題』『北海道大学大学院教育学研究科紀要』95.
- 厚生労働省社会・援護局 (2005)「平成 17 年 全国厚生労働関係部局長会議資料 3 生活保護制度について」
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/bukyoku/syakai/1-j3.html>, 2005.3.11)
- 宮本みち子 (2004)『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容』勁草書房.
- 日本学生支援機構 (2004)「平成 15 事業年度 業務報告書」
(<http://www.jasso.go.jp/jyouhoukoukai/ikuei/15/15gyoumu.pdf>, 2004.12.26).
- 日本育英会 (1953)『日本育英会十年誌』日本育英会.
- 西山和広 (2002)「奨学金と修学保障について」『月刊人権問題』309, 11-14.
- 橋木俊詔 (1998)『日本の経済格差—所得と資産から考える』岩波新書.
- 橋木俊明編著 (2004)『封印される不平等』東洋経済新報社.
- 鳥山まどか (2002)「母子世帯の家計に関する研究—動向と課題』『教育福祉研究』8, 1-11.
- 鳥山まどか (2003a)「母子世帯の家計と管理—子どもの教育・進学の問題に関連して』『教

育福祉研究』9, 23-36.

鳥山まどか (2003b) 「第4章 家計と管理の階層性」 青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』 明石書店, 133-159.

鳥山まどか (2004) 「M.ナスバウムの潜在能力アプローチに関する研究ノート—ソーシャルワークに示唆するもの」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』95, 179-190.

埋橋孝文 (1997) 『現代福祉国家の国際比較—日本モデルの位置づけと展望』 日本評論社.

全国社会福祉協議会 (1968) 『民生委員制度五十年史』 全国社会福祉協議会.